

公売に関して重要と認められる事項

1 受付

公売の場所において、入札期日（令和 5 年 11 月 21 日）の午後 1 時 00 分から午後 1 時 40 分まで受付を行います。

2 入札に必要な書類の提出

入札に参加される方は次の必要書類（入札書を除く。）を受付時に書面により提出してください。必要書類の提出が確認できない場合、入札に参加できません。

なお、必要書類は、公売情報ホームページ（<https://www.koubai.nta.go.jp>）から出力することができます。

(1) 公売財産が不動産の場合

陳述書等（下記 3 参照）

(2) 代理人が入札する場合

委任状（下記 4 参照）

(3) 共同入札する場合

共同入札代表者の届出書及び共同入札代表者に対する共同入札者全員からの委任状（下記 4 参照）

3 陳述書等の提出

(1) 入札者の区分（個人・法人）に応じた陳述書を提出してください。

なお、陳述書の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分を入札される場合は、売却区分ごとに陳述書が必要となります。

(2) 陳述書には、個人にあっては住民票上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地及び名称を記載してください。

なお、陳述書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、新たな陳述書を作成してください。

(3) 法人が入札される場合は、陳述書の他、「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

なお、商業登記簿に係る登記事項証明書等は、最新の情報が記載された発行後 3 か月以内のものを提出してください。

(4) 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札される場合は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

イ 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けて事業を行っている者

都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等

ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第 3 条の許可を受けて事業を行っている者

法務省が発行する許可証等

(5) 陳述書等の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

また、提出した陳述書等は、入札期間内であっても訂正や追完はできません。そのため、提出した陳述書等に不備がある場合は、再提出が必要となります。

- (6) 共同して入札する場合は、入札者ごとに陳述書等を提出してください。
- (7) 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。
また、自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。
- (8) 虚偽の陳述をした場合は、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処せられます

4 入札書の記載における留意事項

- (1) 入札期間は、公売公告の「公売の開始及び締切の日時」欄に記載された期間とし、入札書は書面により提出してください。
- (2) 入札書には、個人にあっては住民票上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地及び名称を記載してください。
なお、入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。
書き損じた場合は、新たな入札書を作成してください。
- (3) 入札価額は公売保証金を含めた金額を記載してください。
- (4) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、差替え、変更又は取消しをすることはできません。
- (5) 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して、2 枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- (6) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状を提出してください。
※法人については、代表者以外が入札する場合を含みます。
- (7) 共同して入札する場合は、「入札書（共同入札用）」を使用し、併せて「共同入札代表者の届出書」及び共同入札代表者に対する共同入札者全員からの委任状を提出してください。

5 公売保証金の提供等

- (1) 公売保証金を必要とする公売財産については、入札書の提出前に公売保証金の納付が必要ですので、受付で現金により納付してください。
なお、納付期限までに入金の確認ができない場合は、入札は無効となります。
- (2) 公売保証金は入金後、その取消し又は変更はできません。
- (3) 開札の結果、最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった場合は、公売保証金を返還します。
なお、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に本人名義の金融機関口座へ振込みにより返還します（公売保証金の返還は、開札終了後、1 か月から 1 か月半程度かかる場合があります。）。
- (4) 公売保証金の国庫帰属
国税徴収法第 108 条の規定により、入札等をなかったものとし、又は最高価申込者等の決定を取り消した場合は、その処分を受けた者の提供した公売保証金は国庫に帰属することとなります。

6 開札の方法

公売公告に記載された日時及び場所において、入札者の面前で行います。

7 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対し、開札の場所において直ちに行います。

8 次順位買受申込者の決定

- (1) 次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者（次順位買受申込該当者）から、次順位による買受けの申込みがあるときに、その者を次順位買受申込者に決定します。
- (2) 次順位買受申込者の決定は、開札の場所において直ちに行います。
- (3) 次順位による買受けの申込みを行った者が複数いるときは、くじで次順位買受申込者を決定します。

9 追加入札の方法

- (1) 開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行います。
なお、追加入札は開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。
- (2) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (3) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、国税徴収法第108条の規定により、その後2年間は公売への参加を制限します。この場合において、その者の提供した公売保証金は国庫に帰属することとなります。
- (4) 追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

10 売却決定

公売公告に記載された日時及び場所において、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。売却決定を受けた入札者は買受人となり、売却決定価額（買受代金）を納付することによって公売財産の権利を取得することとなります。

なお、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。

11 買受代金の納付

- (1) 買受代金は公売公告に記載された納付期限までに買受代金の全額について、当国税局が指定した金融機関の口座に振込みにより納付してください。
- (2) 振込手数料は振込人（買受人）の負担となります。
- (3) 買受人が買受代金の全額を納付した後に、その者に対して売却決定通知書を送付します。
- (4) 買受代金の振込先は、次のとおりです。

金 融 機 関	百十四銀行 本店営業部
預 金 の 種 類	普通預金
口 座 番 号	3 3 5 1 8 4 7
フ リ ガ ナ	タマツコセ イキョク サイニョウサイシュツカ イゲソクシスイトウカンリ
口 座 名 義	高松国税局 歳入歳出外現金出納官吏

12 権利移転手続

公売財産の権利移転手続きは、執行機関が買受人から権利移転に必要な次の書類等の提出を受けた後、職権で登記嘱託します。

- (1) 買受人が個人の場合は住民票抄本、法人の場合は商業(法人)登記簿に係る登記事項全部証明書
- (2) 所有権移転登記のための登録免許税の領収証書又は印紙
※登録免許税額が3万円以下の場合は、領収証書に代えて印紙でも構いません。
- (3) 登記嘱託書等を郵送する際に必要な郵便切手
- (4) 登記識別情報の通知に関する確認書
- (5) 公売財産の固定資産評価証明書

13 その他

- (1) 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

イ 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき

ロ 買受人が、買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき

ハ 買受人が、国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)の規定による処分を受けたとき

- (2) 買受け等の取消し

国税通則法第105条第1項ただし書(不服申立てがあった場合の処分の制限)その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、その停止期間中は、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、入札や買受け等を取り消すことができます。

- (3) 公売への参加制限

次に該当する場合には、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実があった後2年間は公売への参加が制限されます。

イ 公売を妨害したり、不正を行った場合

ロ 正当な理由なく、買受代金の納付期限までにその代金を納付しない場合